

## 広島市U I J ターン就職学生支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 広島市は、若者の大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業・修了時の本市へのU I J ターンの促進に資するため、東京圏又は関西圏の大学等を卒業・修了して広島県内の企業に就業し、本市に移住する者に対して、予算の範囲内において広島市U I J ターン就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付する。支援金の交付に関しては、広島県移住・マッチング支援事業補助金交付要綱（令和3年6月1日制定）、広島県地方就職学生支援事業実施要領（令和6年6月17日制定）、広島市補助金等交付規則（昭和36年規則第58号）その他の法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 生活の拠点を本市内に移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (2) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (3) 関西圏 京都府、大阪府及び兵庫県をいう。
- (4) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。

### (対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、申請時において別表第1及び別表第2に掲げる要件を満たすものとする。

### (支援金対象経費)

第4条 支援金の対象となる経費、補助率等及び限度額は、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、広島市移住支援金の交付を受けた場合は、移転費の交付を受けることができない。

### (交付申請)

第5条 対象者であって、支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、交通費及び宿泊費の交付を受けようとする場合にあっては、就業開始予定日前1年以内に、移転費の交付を受けようとする場合にあっては、大学等の卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内に広島市U I J ターン就職学生支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に、別表第4に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、提出期間は毎年度4月1日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日）から2月末日（休日に当たるときは、その日以前においてその日に最も近い休日でない日）までとする。

2 書類の提出に当たっては、交付申請者本人が行う。

### (交付申請の取下げ)

第6条 交付申請者が、交付申請書の提出後に交付申請を取り下げるときは、広島市U I J ターン就職学生支援金交付申請取下書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、第5条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、要件に適合していると認めるときは、支援金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、その決定の内容及びこれに付した条件を広島市U I Jターン就職学生支援金交付決定兼確定通知書（様式第3号）（以下「交付決定通知書」という。）により、交付申請者に通知する。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、支援金を交付しないことを決定したときは、その旨を広島市U I Jターン就職学生支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知する。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 交付決定通知書を受けた者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とする場合には、広島市U I Jターン就職学生支援金交付決定兼確定通知書再交付申請書（様式第5号）（以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書再交付の決定)

第9条 市長は、再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、広島市U I Jターン就職学生支援金交付決定兼確定通知書【再交付】（様式第6号）を交付申請者に通知する。

(支援金の交付)

第10条 市長は、交付決定を行った交付申請者に対しては、交付申請から3か月を経過する日又は3月31日のいずれか早い日までに、交付申請者の指定する金融機関に口座振込の方法により支援金を交付する。

(報告及び立入調査)

第11条 広島県知事及び市長は、必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）に対し報告及び立入調査を求めることができる。

2 前項の規定により報告及び立入調査を求められた者は、これに協力しなければならない。

(届出の義務)

第12条 受給者は、移住日又は要件を満たす就職先企業への就業日のいずれか遅い日から起算して5年を経過するまで1年を経過するごとに、経過した各時点から1か月以内に、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を広島市U I Jターン就職学生支援金住居・勤務地等変更届出書（様式第7号）（以下「変更届出書」という。）により市長に届け出なければならない。

2 受給者は、交付申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の規定にかかわらず、遅滞なく変更届出書により市長に届け出なければならない。

3 受給者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、速やかに広島市U I Jターン就職学生支援金自主返還申出書（様式8号）（以下「自主返還申出書」という。）を提出するものとする。

(1) 別表第3の交通費及び宿泊費を申請する場合であって、交付申請日から1年以内に要件を満たす内定先企業へ就業することが困難となった場合

(2) 別表第3の交通費及び宿泊費を申請する場合であって、交付申請日から1年以内に本市に移住することが困難となった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）

(3) 就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす職に在職することが困難となった場合（ただし、本市に居住したままで、退職から3か月以内に別表第2に掲げる要件を満たす広島県内に本社又は事業所が所在する別の企業に就業する場合を除く。）

(4) 移住日、要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日から5年以内に広島市での居住が困難となった場合（ただし、大学等の在学中に住民票を移さず転出していた者

については、要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日を起算日とする。）

- 4 市長は、自主返還申出書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、返還方法等を当該受給者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、受給者が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請であることや、居住や就職活動の実績又は就業実態がないこと等が明らかになった場合
  - (2) 別表第3の交通費及び宿泊費を申請する場合であって、交付申請日から1年以内に要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合
  - (3) 別表第3の交通費及び宿泊費を申請する場合であって、交付申請日から1年以内に本市に移住しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）
  - (4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合（ただし、本市に居住したままで、退職から3か月以内に別表第2に掲げる要件を満たす広島県内に本社又は事業所が所在する別の企業に就業する場合を除く。）
  - (5) 移住日、要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日から3年未満で本市から転出した場合（ただし、大学等の在学中に住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日を起算日とする。）
- 2 市長は、受給者が移住日、要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に本市から転出した場合、交付決定の一部を取り消すことができる。（ただし、大学等の在学中に住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日を起算日とする。）

- 3 市長は、前2項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を当該受給者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に支援金を受給者に交付しているときは、期限を定めて同条第1項に該当する場合にあつては交付した支援金の全額、同条第2項に該当する場合にあつては交付した支援金の半額の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第15条 受給者は、前条の規定により支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 受給者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(支援金の返還免除)

第16条 受給者は、第13条第1項又は第2項に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、広島市UIJターン就職学生支援金返還免除申請書(様式第9号)及び返還免除理由を証する書類(以下「返還免除申請書等」という。)により返還の免除を申請できるものとする。

2 前項の規定により返還免除を希望する受給者は、第12条第2項に規定する届出と合わせて、返還免除申請書等を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、第1項に規定するやむを得ない事情によるものであると認められる場合、返還を免除できるものとする。ただし、支援金のうち広島県移住・マッチング支援事業補助金の対象となるものにあつては、広島県知事の同意を得た上で決定するものとする。

4 市長は、返還免除の可否に係る決定内容について、当該申請者に通知するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	要件
移住元に関する要件	<p>次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>(1) 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパス又は関西圏内に本部がある大学等の関西圏内のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、別表第3の交通費及び宿泊費を申請する場合は当該大学等を卒業・修了する見込みであること。</p> <p>(2) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）又は関西圏内に継続して在住していること。</p>
移住先に関する要件	<p>次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>(1) 本市内に移住したこと。ただし、別表第3の交通費及び宿泊費を申請する場合は、広島県内に本社又は事業所等が所在する企業に就職することが内定していること。</p> <p>(2) 大学等の卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、別表第3の交通費及び宿泊費を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内であること。</p> <p>(3) 本市に、申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、別表第3の交通費及び宿泊費を申請する場合は、大学等卒業・修了後に別表第2の要件を満たす企業に就職し、本市に移住する意思を有していること。</p>
その他の要件	<p>次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>(1) 別表第3の交通費及び宿泊費を申請する場合は、広島県公式就活応援G o !ひろしまLINEに登録していること。</p> <p>(2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>(3) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(4) その他広島県知事又は市長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。</p>

別表第2（第3条関係）

区分	要件
<p>就業先に関する要件</p>	<p>次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>(1) 勤務地が広島県内に所在する企業に、別表第1の移住元に関する要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。（別表第3の交通費及び宿泊費を申請する場合を除く。）</p> <p>(2) 勤務地が広島県内に所在すること。ただし、別表第3の交通費及び宿泊費を申請する場合は、勤務予定地が広島県内に所在すること。</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。</p> <p>(4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。</p> <p>(5) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。</p>
<p>就業条件等に関する要件</p>	<p>次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>(1) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、別表第3の交通費及び宿泊費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。</p> <p>(2) 本市から通勤が可能な地域に所在する事業所等へ勤務する社員としての採用であること。ただし、別表第3の交通費及び宿泊費を申請する場合は、本市から通勤が可能な地域に所在する事業所等へ勤務する社員として採用予定であること。</p>

別表第3（第4条関係）

区分	交付基準
支援金対象経費	<p>(1) 交通費 就職活動に要した在住都府県と広島間の往復交通費（ただし、要件を満たす内定先企業の採用面接に限る。）</p> <p>(2) 宿泊費 (1)の交通費の対象となる就職活動において、本市内の宿泊施設に宿泊した場合の宿泊費</p> <p>(3) 移転費 東京圏又は関西圏から本市への移住の際に要した引越費用</p> <p>(4) 内定又は就職先企業から交通費、宿泊費又は移転費の支払いを受けた場合は、(1)～(3)から当該金額を除いた額を対象経費とする。</p>
補助率等	<p>(1) 交通費及び宿泊費 2分の1</p> <p>(2) 移転費 実費</p>
限度額	<p>(1) 交通費及び宿泊費 次に掲げる額を就職活動1回当たりの限度額とし、一人当たり2回を限度に交付する。</p> <p>ア 交通費 東京圏 17,000円 関西圏 10,000円</p> <p>イ 宿泊費 5,000円</p> <p>(2) 移転費 東京圏 108,000円 関西圏 81,500円</p>

別表第4（第5条関係）

必要な書類

- (1) 写真付き身分証明書の写し（提示により本人確認できる書類の写し）
- (2) 卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から1年以内のもの）ただし、別表第3の交通費及び宿泊費を申請する場合は、在学証明書（卒業学年であることが確認できるもの。学年の記載がない場合は、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。）
- (3) 交通費・宿泊費・移転費の領収書
- (4) 内定又は就職先企業による証明書
- (5) 移住元の住所を確認できる資料
- (6) 支援金の振込先の預金通帳等の写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類



様式第1-1号（第5条関係）

※大学・大学院在学中に申請する場合【交通費・宿泊費】

年 月 日

広島市長 様

広島市U I J ターン就職学生支援金交付申請書兼実績報告書

広島市U I J ターン就職学生支援金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請するとともに、実績を報告します。

1 交付申請者欄

フリガナ			生年月日	年 月 日
氏名				
電話番号		メールアドレス		
※電話番号・メールアドレスは大学卒業後及び転居後も連絡のとれるものを記入してください。				
在籍大学・ 大学院	大学（院）名・学部			
	キャンパス所在地			
現住所（東京圏又は関西圏）	〒			
居住予定地 （広島市）	住所又は 居住予定エリア	〒		
	転居予定時期			
県公式就活応援 Go!ひろしま LINE 登録者 No.				

2 内定先

フリガナ	
企業名	
所在地	
内定日	

3 交付申請額

金 \_\_\_\_\_ 円

※別紙「就職活動に要した交通費・宿泊費」の(3)から転記してください。

4 各種確認事項（交付申請者について、A又はBの該当する方に○を付けてください。）※

別紙1「広島市U I Jターン就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A	誓約する	B	誓約しない
別紙2「広島市U I Jターン就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A	同意する	B	同意しない
交付申請日から1年以内に広島市に移住し、5年以上継続して居住する意思について	A	意思がある	B	意思がない
内定証明書に記載の内容について	A	内定を承諾する	B	内定を承諾しない

※各種確認事項のBに1つでも○がある場合は、広島市U I Jターン就職学生支援金の交付対象となりません。

口座振替依頼票（個別入力票）

年 月 日

（あて先）

広島市（区）会計管理者

支払金は下記の預金口座に振替えてください。

振替依頼人	住 所										
	氏 名										
振替先	金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	金融機関コード								
	店 舗 名	店 所	店 番								
	預 金 種 別	1 普 通 2 当 座	口座番号								
	口座名義(カナ)										
支 払 金	金 額	百 十 万 千 百 十 円									
	内 訳	広島市U I Jターン就職学生支援金として									

※ 振替先口座は、振替依頼人本人名義の口座に限ります。

就職活動に要した交通費・宿泊費

(1) 1回目 (面接・試験日: \_\_\_\_月 \_\_\_\_日)

① 交通費

移動日	交通機関名	出発地 (駅名など)	到着地 (駅名など)	金額 (円)
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
計				㉑

企業から支給された交通費 無 ・ 有 ( \_\_\_\_\_ 円) …㉒

$(\text{㉑} - \text{㉒}) \times 1 / 2 =$  \_\_\_\_\_ 円…㉓

補助上限額 【東京圏】 17,000円 【関西圏】 10,000円

㉓と補助上限額の低い方の金額 \_\_\_\_\_ 円…㉔

② 宿泊費

宿泊日	宿泊施設名	宿泊施設所在地	金額 (円)
月 日			㉕

企業から支給された宿泊費 無 ・ 有 ( \_\_\_\_\_ 円) …㉖

$(\text{㉕} - \text{㉖}) \times 1 / 2 =$  \_\_\_\_\_ 円…㉗

補助上限額 5,000円

㉗と補助上限額の低い方の金額 \_\_\_\_\_ 円…㉘

(2) 2回目 (面接・試験日: \_\_\_\_月 \_\_\_\_日)

① 交通費

移動日	交通機関名	出発地 (駅名など)	到着地 (駅名など)	金額 (円)
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
計				㉙

企業から支給された交通費 無 ・ 有 ( \_\_\_\_\_ 円) …㉚

$(\text{㉙} - \text{㉚}) \times 1 / 2 =$  \_\_\_\_\_ 円…㉛

補助上限額 【東京圏】 17,000円 【関西圏】 10,000円

㉛と補助上限額の低い方の金額 \_\_\_\_\_ 円…㉜

② 宿泊費

宿泊日	宿泊施設名	宿泊施設所在地	金額 (円)
月 日			㉝

企業から支給された宿泊費 無 ・ 有 ( \_\_\_\_\_ 円) …㉞

$(\text{㉝} - \text{㉞}) \times 1 / 2 =$  \_\_\_\_\_ 円…㉟

補助上限額 5,000円

㉟と補助上限額の低い方の金額 \_\_\_\_\_ 円…㊱

(3) 交付申請額  $(\text{㉔} + \text{㉘} + \text{㉜} + \text{㊱}) =$

円
---

様式第1-2号(第5条関係)

※大学・大学院の卒業・修了後に申請する場合【引越費用】

年 月 日

広島市長 様

広島市U I J ターン就職学生支援金交付申請書兼実績報告書

広島市U I J ターン就職学生支援金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請するとともに、実績を報告します。

1 交付申請者欄

フリガナ			生年月日	年 月 日
氏名				
電話番号		メールアドレス		
卒業大学等	大学(院)名・学部			
	キャンパス所在地			
在学中の住所 (東京圏又は関西圏)		〒		
現住所 (広島市)		〒		

2 就職先

フリガナ	
企業名	
所在地	
就業開始日	

3 交付申請額

金 \_\_\_\_\_ 円

※以下㊸を転記してください。

引越に要した費用 _____ 円…㊸
企業から支給された引越費用 無 ・ 有 ( _____ 円) …㊹
㊸ - ㊹ = _____ 円…㊺
補助上限額 【東京圏】 108,000円 【関西圏】 81,500円
㊺と補助上限額の低い方の金額 _____ 円…㊻

4 各種確認事項（交付申請者について、A又はBの該当する方に○を付けてください。）※

別紙1「広島市U I Jターン就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A	誓約する	B	誓約しない
別紙2「広島市U I Jターン就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A	同意する	B	同意しない
広島市に交付申請日から5年以上継続して居住する意思について	A	意思がある	B	意思がない

※各種確認事項のBに1つでも○がある場合は、広島市U I Jターン就職学生支援金の交付対象となりません。

## 口座振替依頼票（個別入力票）

年 月 日

（あて先）

広島市（区）会計管理者

支払金は下記の預金口座に振替えてください。

振替依頼人	住 所										
	氏 名										
振替先	金融機関名	銀行 金庫 組合 農協		金融機関コード							
	店 舗 名	店 所		店 番							
	預 金 種 別	1 普 通 2 当 座		口座番号							
	口座名義(カナ)										
支払金	金 額	百 十 万 千 百 十 円									
	内 訳	広島市U I Jターン就職学生支援金として									

※ 振替先口座は、振替依頼人本人名義の口座に限ります。

【広島市管理欄】

- 在学中に交通費支給を受けた
- 在学中に交通費支給を受けていない

## 広島市U I J ターン就職学生支援金の交付申請に関する 誓約事項

- 1 私は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことを誓約します。
- 2 私は、日本人である、又は外国人であって、出入国管理に関する特例法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有していることを誓約します。
- 3 私は、広島市U I J ターン就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、広島県知事及び市長から求められた場合には、それに応じます。
- 4 私は、移住日又は要件を満たす企業への就業開始日のいずれか遅い日から起算して5年を経過するまで1年を経過するごとに、経過した各時点から1か月以内に、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を市長に届け出ます。  
また、交付申請書の記載内容に変更が生じたとき、又は変更となることが分かったときは、変更内容について遅滞なく市長に届け出ます。
- 5 私は、次の場合には広島市U I J ターン就職学生支援交付要綱に基づき、広島市U I J ターン就職学生支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 虚偽の申請であることや、居住や就職活動の実績又は就業実態がないこと等が明らかになった場合：全額
  - (2) 大学又は大学院の在学中に交通費等を申請する場合であって、交付申請日から1年以内に要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合：全額
  - (3) 大学又は大学院の在学中に交通費等を申請する場合であって、交付申請日から1年以内に広島市に移住しなかった場合（ただし、申請時に既に広島市に住民票がある場合を除く。）：全額
  - (4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合（ただし、広島市に居住したまま、退職から3か月以内に要件を満たす広島県内に本社又は事業所が所在する別の企業に就業する場合を除く。）：全額
  - (5) 移住日、要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日から3年未満で広島市から転出した場合（ただし、大学等の在学中に住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日を起算日とする。）：全額
  - (6) 移住日、要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に本市から転出した場合（ただし、大学等の在学中に住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日を起算日とする。）：半額
- 6 私は、広島市U I J ターン就職学生支援金の返還に当たり加算金を請求された場合、また、納期日までに納付せず延滞金を請求された場合は、これを納付します。

上記の事項について、これを遵守することを誓約します。

年 月 日

署名欄： \_\_\_\_\_

## 広島市U I J ターン就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

1 広島県及び広島市は、広島市U I J ターン就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、広島県及び広島市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施や、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

2 広島市U I J ターン就職学生支援金の支給要件、返還要件等に該当するかどうかの確認のため、必要な範囲において、広島市が住民基本台帳の記載事項の確認及び就業先への調査等を実施する場合があります。

3 暴力団員等でないことを確認するため、広島県警察本部その他関係機関に照会する場合があります。

広島市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

## 内定証明書

以下の者の採用を内定したことについて証明します。

## 1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	

## 2 就業条件等

内定日	内々定ではなく正式な内定日を記載してください。 年 月 日
入社予定日	年 月 日
就業条件	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 無期の雇用である。 <input type="checkbox"/> 1週間の所定労働時間が20時間以上である。
勤務地に関する 特記事項	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 勤務地は広島県内であり、転勤・出向・研修等による市区町村間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない。 (勤務地限定型社員である、勤務地が1か所である など)
その他	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でない。 <input type="checkbox"/> 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でない。

※広島市UIJターン就職学生支援金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外となります。

## 3 採用活動情報

面接・試験日	面接・試験日について、2回分まで記載してください。 ① 年 月 日、② 年 月 日	
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所 それ以外の場所の場合、住所を記入してください。	
交通費 宿泊費 支給額	交通費	採用活動において交通費を支給している場合は、面接・試験日ごとに金額を記載してください。支給していない場合は0円と記載してください。 ① 円、② 円
	宿泊費	採用活動において宿泊費を支給している場合は、面接・試験日ごとに金額を記載してください。支給していない場合は0円と記載してください。 ① 円、② 円



広島市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

## 就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

### 1 勤務者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	

### 2 就業条件等

就業開始日	年 月 日
就業条件	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 新規採用者である。 <input type="checkbox"/> 無期の雇用である。 <input type="checkbox"/> 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上である。
勤務地に関する 特記事項	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 勤務地は広島県内であり、転勤・出向・研修等による市区町村間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない。 (勤務地限定型社員である、勤務地が 1 か所である など)
その他	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でない。 <input type="checkbox"/> 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でない。

※広島市 U I J ターン就職学生支援金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外となります。

### 3 移転費支給状況

円

※ 引越費用を支給している場合は、金額を記載してください。支給していない場合は 0 円と記載してください。

広島市長 様

（交付申請者）住所

氏名

## 広島市U I J ターン就職学生支援金交付申請取下書

年 月 日付けで交付申請を行った広島市U I J ターン就職学生支援金については、広島市U I J ターン就職学生支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付申請を取り下げます。

### 記

交付申請の取下理由

（記入例）

- ・ 申請した内定先企業とは異なる企業に就業予定となったため。
- ・ 移住予定先が広島市外となったため。

様

広島市長

広島市U I J ターン就職学生支援金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった広島市U I J ターン就職学生支援金について、次のとおり交付を決定しましたので、広島市U I J ターン就職学生支援金交付要綱第7条第1項の規定により、通知します。

1 交付金額 円

2 交付の条件

- (1) 広島市U I J ターン就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、広島県及び広島市から求められた場合には、それに応じること。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、広島市U I J ターン就職学生支援金の交付決定を取り消し、返還を命ずることがある。
- (2) 移住日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から起算して1年、3年及び5年を経過した各時点から1か月以内に、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を市長に届け出ること。また、交付申請書の記載内容に変更が生じたとき、又は変更となることがわかったときは、変更内容について遅滞なく市長に届け出ること。
- (3) 次に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるときは、広島市U I J ターン就職学生支援金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
  - ア 虚偽の申請であることや、居住や就職活動の実績又は就業実態がないこと等が明らかになった場合：全額
  - イ 大学又は大学院の在学中に交通費等を申請する場合であって、交付申請日から1年以内に要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合：全額
  - ウ 大学又は大学院の在学中に交通費等を申請する場合であって、交付申請日から1年以内に広島市に移住しなかった場合：全額
  - エ 就業開始日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合：全額
  - オ 移住日、要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日から3年未満で広島市から転出した場合：全額
  - カ 移住日、要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に本市から転出した場合：半額
- (4) 広島市U I J ターン就職学生支援金の返還を命ぜられたときは加算金を、また、当該返還の納期日までに納付しなかったときは延滞金を広島市に納付すること。
- (5) その他、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）を遵守すること。

様式第4号（第7条関係）

広島市指令 第 号  
年 月 日

様

広島市長

広島市UIJターン就職学生支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった広島市UIJターン就職学生支援金について、次の理由により交付しないことに決定しましたので、広島市UIJターン就職学生支援金交付要綱第7条第2項の規定により、通知します。

不交付の理由

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

広島市長 様

（申請者） 住所

氏名

広島市U I Jターン就職学生支援金交付決定兼確定通知書再交付申請書

下記の理由により広島市U I Jターン就職学生支援金交付決定兼確定通知書の再交付を受けたいので、広島市U I Jターン就職学生支援金交付要綱第8条の規定により、申請します。

記

再交付理由 (いずれかを○で囲む。)	き損 ・ 亡失 ・ その他 ( )
-----------------------	-------------------

様

広島市長

広島市U I J ターン就職学生支援金交付決定兼確定通知書【再交付】

年 月 日付で申請のあった広島市U I J ターン就職学生支援金について、次のとおり交付を決定しましたので、広島市U I J ターン就職学生支援金交付要綱第7条第1項の規定により、通知します。

なお、本通知は、広島市U I J ターン就職学生支援金交付決定兼確定通知書の再交付であり、既に広島市U I J ターン就職学生支援金が支払われている場合、これにより再度広島市U I J ターン就職学生支援金を支払うものではありません。

1 交付金額 円（交付決定兼確定日 年 月 日）

2 交付の条件

- (1) 広島市U I J ターン就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、広島県及び広島市から求められた場合には、それに応じること。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、広島市U I J ターン就職学生支援金の交付決定を取り消し、返還を命ずることがある。
- (2) 移住日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から起算して1年、3年及び5年を経過した各時点から1か月以内に、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を市長に届け出ること。また、交付申請書の記載内容に変更が生じたとき、又は変更となることがわかったときは、変更内容について遅滞なく市長に届け出ること。
- (3) 次に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるときは、広島市U I J ターン就職学生支援金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
  - ア 虚偽の申請であることや、居住や就職活動の実績又は就業実態がないこと等が明らかになった場合：全額
  - イ 大学又は大学院の在学中に交通費等を申請する場合であって、交付申請日から1年以内に要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合：全額
  - ウ 大学又は大学院の在学中に交通費等を申請する場合であって、交付申請日から1年以内に広島市に移住しなかった場合：全額
  - エ 就業開始日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合：全額
  - オ 移住日、要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日から3年未満で広島市から転出した場合：全額
  - カ 移住日、要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に本市から転出した場合：半額
- (4) 広島市U I J ターン就職学生支援金の返還を命ぜられたときは加算金を、また、当該返還の納期日までに納付しなかったときは延滞金を広島市に納付すること。
- (5) その他、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）を遵守すること。

広島市長 様

(届出者) 住 所  
氏 名  
電話番号

広島市U I J ターン就職学生支援金住居・勤務地等変更届出書

広島市U I J ターン就職学生支援金交付要綱第12条第1項及び第2項の規定により、以下のとおり届け出ます。

1 届出理由（該当する理由を○で囲む。）

定期報告※（変更なし） ・ 転居 ・ 離職 ・ 転勤 ・ 会社名等の変更 ・ その他（ ）

※ 住居・勤務先ともに変更がない場合は、定期報告（変更なし）を○で囲むこと。  
※ 定期報告は、U I J ターン就職学生支援金を申請した日から起算して5年を経過するまで1年を経過するごとに、経過後1か月以内に提出すること。

2 変更内容（1で「定期報告（変更なし）」に○を付した場合は記入不要。）

		変更（予定）日	氏名	住所	電話番号（固定・携帯）
受給者	変更前				
	変更後	年 月 日			
		変更（予定）日	勤務先名称	勤務先住所	勤務先電話番号
勤務先	変更前				
	変更後	年 月 日			

3 添付書類（変更ありの場合のみ添付すること。なお、変更予定による届出の場合は届出時の添付は不要とし、届出理由の事実発生後に改めて提出すること。）

住民票（世帯全員）の写し（転居）、雇用保険離職票又は受給資格喪失届（離職）、辞令（転勤）、その他届出内容が確認できる書類

年 月 日

広島市長 様

(申出者) 住 所  
氏 名  
電話番号

広島市U I J ターン就職学生支援金自主返還申出書

年 月 日付け広島市指令 第 号で交付決定を受けた広島市U I J ターン就職学生支援金について、自主的に返還したいので、広島市U I J ターン就職学生支援金交付要綱第12条第3項の規定により、下記のとおり申し出ます。

なお、返還については広島市が指定する方法で支払うことに同意します。

記

1 既 交 付 額 \_\_\_\_\_ 円

2 返 還 額 \_\_\_\_\_ 円

3 返還申出理由

- 大学又は大学院の在学中に交通費等を申請し、申請日から1年以内に要件を満たす内定先企業へ就業することが困難となったため
- 大学又は大学院の在学中に交通費等を申請し、申請日から1年以内に広島市に移住することが困難となったため
- 就業開始日から1年以内に交付の要件を満たす職に在職することが困難となったため
- 移住日、要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日から5年以内に広島市での居住が困難となったため

(広島市転出(予定)日: \_\_\_\_\_ 年 月 日)

その他 ( \_\_\_\_\_ )



広島市長 様

(申請者) 住 所  
氏 名

広島市U I J ターン就職学生支援金返還免除申請書

年 月 日付け広島市指令 第 号で交付決定を受けた広島市U I J ターン就職学生支援金について、広島市U I J ターン就職学生支援金交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり返還免除を申請します。

記

<p>返還要件 (該当項目にレ点)</p>	<p><input type="checkbox"/> 全額返還</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学又は大学院の在学中に交通費等を申請し、申請日から1年以内に要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合</li> <li>・ 大学又は大学院の在学中に交通費等を申請し、申請日から1年以内に広島市に移住しなかった場合</li> <li>・ 就業開始日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合</li> <li>・ 移住日、要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日から3年未満で広島市から転出した場合</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 半額返還</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移住日、要件を満たす就職先企業への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に広島市から転出した場合</li> </ul>
<p>返還免除申請額</p>	<p>円</p>
<p>返還免除を申請する理由 (該当項目にレ点を付し、理由詳細を記入)</p>	<p><input type="checkbox"/> 雇用法人の倒産等の事業主都合による離職等</p> <p><input type="checkbox"/> 天災地変による転居・離職等</p> <p><input type="checkbox"/> 病気による転居・離職等</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>理由詳細</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 60px; margin-left: 20px;"></div>

※理由詳細を記入の上、理由を証する書類を添付すること。